

47FA 基盤強化支援金 交付要項
(2015年～2018年度版)

01. 趣 旨

本要項は、47FAの事務局の充実を目的とした「47FA 基盤強化支援金」(以下「基盤強化支援金」という)を交付するため、必要な事項を定めるものである。

02. 目 的

「基盤強化支援金」は、組織運営に不可欠な事務局スタッフの質的/量的充実を達成することで、各FAにおける資金調達や独自の活動への注力などを促進し、組織の自立した運営及び更なる発展を目的に交付するものである。

03. 期 間

本要項は2015年度から2018年度までの各年度における「基盤強化支援金」の交付について定める。
なお、本支援金で示す「年度」とは、当該年4月1日から翌年3月31日を指すものとする。

04. 財 源

47FAに対して交付する「基盤強化支援金」の財源は、交付される前々年度のJFA登録料収入とし、その限度総額は、交付される前年度にJFA理事会の議を経て年度毎に決定するものとする。なお、年度毎の限度総額の各47FAへの交付方法は別に定める。

05. 支援対象

「基盤強化支援金」の対象となる協会運営関係管理費(以下、「管理費」という)は、47FAの事務局運営にかかる人件費・事務所費とし、「基盤強化支援金」の額は、対象となる管理費の総額を限度に、定額とする。また、各年度における「基盤強化支援金」の支援対象となる管理費は、当該年度の4月から翌年3月末までに発生し、支出されたものとする。

06. 「基盤強化支援金」の支出配分

各47FAに交付される「基盤強化支援金」の年度毎の支出は、決定された「47FA 基盤強化支援金限度額」内の金額において、「基盤強化支援金」が支払われた年度内に協会の運営に係る人件費・事務所費として配分・支出されなければならない。

07. 申請・支払・報告手続き

1) 「基盤強化支援金」限度額の内示

各年度における「基盤強化支援金」の額は、別に定める配分方法に基づき算出し、前年10月までにJFA理事会の議を経て内示する。

2) 申請

2015年度の「基盤協会支援金」の申請にあたっては、内示された「47FA 基盤強化支援金限度額」内の金額において、別紙に定める様式に基づき、別途指定された締切日までに、別に定める「47FA 基盤強化支援金交付申請書」を提出するものとする。

3) 申請内容の審査・決定

申請書の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、必要な場合はヒアリング調査等を行い、決定する。また、JFAは「基盤強化支援金」の使用方法や配分割合等について、指導する場合がある。

4) 「基盤強化支援金」の入金

基盤強化支援金は、当該年度の6月末までに入金されるものとする。

5) 実績報告

支援対象事業の実績報告は別に定める手引きに基づき期限内に提出されるものとする。

6) 実績の審査・最終金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、原則として、「基盤強化支援金」が交付された翌年の5月末までに支援金額の最終確定を行う。申請時よりも対象管理費が縮小して「基盤強化支援金」が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「基盤強化支援金」の確定額が、交付決定額に対して、減額して確定する場合があるものとし、「基盤強化支援金」の差額分を返金するものとする。また、実績報告書の提出遅れ等で、支出内容が確認できず、明確に確定額が出せない場合等は、翌年度の「基盤強化支援金」の減額等を行う場合がある。

08. 計画の変更

各47FAは、「47FA 基盤強化支援金交付申請書」に記載された内容を変更しようとするときは、事前にJFAに確認、申請書を再提出し、了承を得た上で、これを実行するものとする。

09. 調査等

各47FAは、「基盤強化支援金」の交付の決定の内容（次号に基づき計画変更承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって「基盤強化支援金」を管理しなければならない。JFAは、「基盤強化支援金」の執行の適正を期するために必要と認めるときは、各FAもしくは各FAが行う事業に協力する者に対し報告をさせ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

10. 「基盤強化支援金」の経理

各FAは、支援対象経費の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

11. その他

この要項に定めるもののほか、「基盤強化支援金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。

附則 この要項は、2014年11月13日から施行する。